

「2016年改定の要点と解説」正誤表及び追補等について

2016年4月15日現在

	誤	正
P42 周術期口腔機能管理料の解説3の表	※周Ⅰ，周Ⅱの場合のみ	※同月であっても術前に上記管理をし、術後に周Ⅰ，Ⅱ，Ⅲを算定することはできる
P47 歯科治療総合医療管理料(Ⅱ)の解説	9. …も同様に改定された(P64参照).	9. …も同様に改定された(P63参照).
P55 歯科訪問診療料の解説1の表	5%以上 5%未満	訪問診療患者数の割合95%未満 訪問診療患者数の割合95%以上
P56 歯科訪問診療料の解説	9. …加算に再編された(P28参照).	9. …加算に再編された(P30参照).
P57 歯科訪問診療料の解説14の表	5%以上 5%未満	訪問診療患者数の割合95%未満 訪問診療患者数の割合95%以上
P61 歯科疾患在宅療養管理料の解説	2. …内容変更等があった場合に算定する.	2. …内容変更等があった場合に算定する.
P67 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の解説10の表	同月に併算定できない点数項目 歯管 特疾患 周Ⅰ，周Ⅱ，周Ⅲ 歯在管	同月に併算定できない点数項目 歯管 特疾患 歯在管 居宅療養管理指導費(歯科医師が行う場合)※介護保険との給付調整
P72 有床義歯咀嚼機能検査の解説	3. ②「下顎能力測定のみを行う場合」を…	3. ②「咀嚼能力測定のみを行う場合」を…
P90 歯周病安定期治療(SPT)の解説	2 …歯周基本治療および歯周外科手術が…	2 …歯周基本治療等が…
P91 歯周病安定期治療(SPT)の解説の比較表	SPR	SRP
P95 床副子の解説4の表題	【副床子に追加・変更された項目】	【床副子に追加・変更された項目】
P98 歯冠修復物または補綴物の除去の解説の区分表	小児保険装置(乳歯冠を継続使用の場合)	小児保険装置およびループを除去し乳歯冠として継続使用の場合
P112 歯冠修復および欠損補綴 通則 通知20の追加	20 次の場合において、ブリッジ又は小児義歯を適応する場合は、予め理由書、模型、エックス線フィルム又はその複製を地方厚生(支)局長に提出し、保険適応の有無について判断を求める。なお、それぞれの取り扱いは、各区分の規定に従う。ただし、イからニまで以外の場合であって、実際の欠損歯を反映した歯式では保険給付外となるブリッジであって、欠損歯の間隙が1歯分少ないようなブリッジを算定する場合は同様の取り扱いとする。 イ区分番号MO00-2に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料の(8)により、「歯冠補綴物又はブリッジ」を保険医療機関において装着した場合において、外傷、腫瘍等(歯周疾患が原因である場合を除く。)によりやむを得ず当該「歯冠補綴物又はブリッジ」の支台歯、隣在歯又は隣在歯及び当該「歯冠補綴物又はブリッジ」の支台歯当該歯冠補綴物が装着された歯若しくは当該ブリッジが装着された支台歯を抜歯しブリッジを装着する場合	
P112 歯冠修復および欠損補綴 通則 解説3	…レセプト記載要領通知の確認が必要である	…レセプト記載要領通知で示された
P113 補綴時診断料 通知(4)の訂正	(4)「2 補綴時診断(1以外の場合)」を算定後、新たに生じた欠損部の補綴に際し、再度、既成の有床義歯に人工歯及び義歯床を追加する場合には、前回補綴時診断料を算定した日から起算して3月以内は補綴時診断料を算定できない。	(4)新たに生じた欠損部の補綴に際して「2 補綴時診断(1以外の場合)」を算定後、同一の有床義歯に対して、再度、人工歯及び義歯床を追加する場合には、前回補綴時診断料を算定した日から起算して3月以内は補綴時診断料を算定できない。

P113 補綴時診断料 解説4	4. 増歯または床裏装の際の…	4. 増歯の際の…
P114 クラウン・ブリッジ維持管理料 通知(8)の訂正	(8) …やむを得ず隣在歯又は隣在歯及び当該歯冠補綴物が装着された歯若しくは当該ブリッジが装着された支台歯を抜歯し、次の場合に該当するブリッジを装着する場合は… イ 当該補綴物が装着された歯若しくは当該ブリッジが装着された支台歯が新たに製作するブリッジの支台歯となる場合 ロ 当該補綴物が装着された歯若しくは当該ブリッジが装着された支台歯が抜歯され、当該部位が新たに製作するブリッジのポンティックとなる場合	(8) …やむを得ず当該「 <u>歯冠補綴物又はブリッジの支台歯</u> 」、隣在歯又は隣在歯及び当該「 <u>歯冠補綴物又はブリッジの支台歯</u> 」当該歯冠補綴物が装着された歯若しくは当該ブリッジが装着された支台歯を抜歯し、ブリッジを装着する場合は…
P114 クラウン・ブリッジ維持管理料 解説5 差し替え	5. 通知の変更により、補管期間中の事前承認の要件が緩和された。当該歯が新たに認められたことで、①補管中の歯②補管中のブリッジ支台歯③隣在歯④隣在歯と補管中の歯⑤隣在歯と補管中のブリッジ支台歯、①～⑤のいずれかの場合で、やむを得ず外傷、P原因以外の腫瘍等で抜歯したときに事前承認の対象として申請が可能になった。	
P119 リテイナー 通知(4)の訂正	(4) リテイナーの装着に用いた仮着セメント料は、歯冠形成を算定後リテイナー装着に係る算定と同時点のものに限る。また、必要があつてブリッジの試適を行った場合のリテイナーの再装着についても同様とする。	(4) リテイナーの装着に用いた仮着セメント料は、リテイナー装着に係る算定と同時点のものに限る。また、必要があつてブリッジの試適を行った場合のリテイナーの再装着についても同様とする。
P119 リテイナー 解説	…ただし、歯冠形成前にリテイナーを装着した場合は、仮着セメント料は算定できない	… <u>仮着セメント料は、リテイナーの装着時点で併せて算定できる</u>
P120 金属歯冠修復 解説1	…接触面相当部のことであり	… <u>接触面相当部位(近心面又は遠心面の最大膨隆部)を含む場合</u> のことであり
P121 硬質レジンジャケット冠 通知(5)訂正	(5) 後継永久歯が先天的に欠如している乳歯に対して…	(5) <u>(2)にかかわらず</u> 、後継永久歯が先天的に欠如している乳歯に対して…
P121 硬質レジンジャケット冠 解説3	…この場合は補管の対象から除かれる	… <u>この場合は応分の咬合圧に耐えられる場合などにかかわらず</u> 補管の対象から除かれる
P121 硬質レジンジャケット冠 解説4	4. 永久歯代行乳歯…	4. <u>応分の咬合圧に耐えられる場合などにかかわらず</u> 、永久歯代行乳歯…
P133 歯科矯正診断料と顎口腔機能管理料の解説	…「開始するとき」になった。	…「 <u>開始するとき</u> 」になった。 <u>診断を行った時であれば、歯科矯正を実際に開始する前であっても算定できる。また、模型調製についても同様の取扱いとされた。</u>
P138 改定事例1の病名	エナメル質初期う蝕	Ce
P143 改定事例5の7行目「リテイナー 仮セ」改定後の点数	100+0	100+ <u>4×2</u>